

市民団体の活動を応援！

まちづくりポイントは市民団体へ寄付できます！

■問い合わせ：市民協働課市民活動推進グループ ☎内線 438

まちづくりポイント制度で取得したポイントシールを自分が応援したい市民団体へ寄付することで、市民団体の活動支援が可能です。寄付されたポイントシールの枚数に 50 円を乗じた金額を、市が市民団体へ「市民団体活動推進奨励金(以下、奨励金)」として支給します。寄付先は、事前に登録された団体のみになります。登録団体は決定し次第、『リゅうほー』などでお知らせします。

寄付の方法	シール枚数	奨励金の額
あらかじめ登録された団体の中から自分の応援したい団体へ、定められた期間に以下のいずれかの方法で寄付します。 ①市民団体へポイントシールを貼ったポイント手帳を渡す ②市民協働課へポイントシールを貼ったポイント手帳を持参し申し込み ※登録団体へは①と②を合算して支給	10 枚以上	1 枚あたり 50 円

寄付を受けたい団体応募！

- ▶登録できる市民団体：5人以上（半数以上が市内在住・在勤・在学する方）で構成される市内に活動拠点がある市民団体で、次に該当する組織。1年以上の活動実績が必要です。
 ① NPO 法人、ボランティア団体 ② 住民自治組織、中核的な地域コミュニティ
- ▶募集期間：5月8日（月）～29日（月）
- ▶申請方法：所定の申請書（市民協働課・市民活動センター・各コミュニティセンターで配布。市公式ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、市民協働課へ提出。
- ▶決定：審査の上6月に決定。登録された団体を『リゅうほー』で公表し、寄付の募集を開始します。



障がいのある方などが困ったときに“助け”になる「ヘルプカード」

■問い合わせ：社会福祉課 障がい者支援グループ ☎内線 269

「ヘルプカード」って？

「ヘルプカード」は、障がいのある方が困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカードです。

使い方

- 障がいのある方が普段から携帯し、緊急時や災害時など助けが欲しいときに、周囲の方へ提示します。
- 困ったとき・とっさのときに「伝えにくいこと」「連絡して欲しい人」などの必要な情報を記入します。
- ヘルプカードには「個人情報」を書きます。他の人に見えないように、折り畳んで持ち歩きます。
- 市販のケースに入れてかばんに付けるなど、自分に合った方法で携帯してください。



ヘルプカードがもらえる場所

- 市役所 1 階・社会福祉課窓口
- 市公式ホームページ

ヘルプカードがもらえる方

- 障がい者手帳（身体障がい、知的障がい、精神障がい）をお持ちの方
- 難病患者、障がい福祉サービスの受給者
- その他ヘルプカードを必要とする方

ヘルプカードを持った困っている方を見かけたら…

まずは静かに声をかけましょう。「何かお困りですか?」「私に手助けできることはありませんか?」など、ゆっくり話しかけてください。

ハルプカードを提示されたら、了解を得た上でヘルプカードを開きます。カードに書かれている事項について、手助けしてください。

手助けのために見たヘルプカードの情報は、他言無用です。